

佛、更不奉諡、所司宜知之、

〔續日本紀十八〕寶字稱德孝謙皇帝出家歸佛、更不奉諡、因取寶字二年、百官所上尊號稱之、

○按ズルニ、大鏡一ニ太政大臣といへど、出家しつるはいみまゝし。トアリ、いみなハ即チ諡號

ノ義、文忠公藤原不比等類是ナリ、

〔令義解七式〕天皇諡謂、諡者累生時之行迹、爲死後之稱號、即經緯天地爲文、撥亂反正爲武之類也、

〔御中陰御佛凡人相違事歷代殘闕〕一依或人問太閤所答條々文明三、四、十一書寫了、

一諡號、追號、此かはりめは、諡をばおくりなどよみて、生時の行跡によりて、没後の號として、仁徳は候はねども、本説此分にて候、是は德によりて可申候、所名にはよらず候、追號と申すは、多分御在所の號、又山陵の號などを、用られ候、嵯峨、淳和、陽成などは、御在所の名を御追號に用られ、宇多、醍醐、村上などは、みさゝぎの號にて、光嚴、光明、崇光などは、御庵室の額にて、遺勅によりて、被用候、これも御在所に准じ、すべておぼしめし候、崇德、顯德後鳥羽初御號、順德等三代は、遠嶋の御事にて候程に、院號を撰られておくり申され候、近頃稱光院などは、此例たるべく候かにて候、然としたる御在所は候はねども、院號に用られ候、安徳、天皇などは、諡號の准たるべく候、諡號は、其人の德によりたる號にて候程に、後の字を加へて用られたる事は、今に其例なく候、又出家の後は、諡號なきにて候、是によりて、寛平法皇多字より後は、天子の諡號たえたる事にて候、右兼良公一條一言談云、

始撰定漢風諡

〔釋日本紀九〕私記曰、師說、神武等諡名者、淡海御船奉勅撰也、

〔親長卿別記〕文明三年二月十三日、抑今度舊院後御追號事、略、中院大納言、通秀

舊院御追號可被改哉、事重預下問、彌迷、勅答者也、凡諡法事起於周道、遠及日域者、歟、神武已來、至